

有害生物漁業被害防止総合対策事業

大型クラゲ洋上駆除指針

平成30年6月27日

大型クラゲ被害防止検討委員会

1. 大型クラゲ洋上駆除事業の目的

我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲにより、定置網漁業及び底びき網漁業を始めとする漁業に作業時間・量の増大、漁獲物の減少、漁具の破損、操業困難等の被害が生じている。

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合対策事業及び大型クラゲ緊急対策事業において、大量に出現する大型クラゲによる漁業被害を防止・軽減するため、用船した民間漁船等を使用して、洋上での駆除を実施する。

2. 洋上駆除事業の事業形態

2-1. 沖合海域における洋上駆除事業

長崎県対馬周辺海域及び山陰沖合海域から能登半島沖合海域等の出現密度の高い海域等のより効果的・効率的に駆除することが可能な海域において、広域的な観点から駆除網を曳航して行う洋上駆除を実施する。

2-2. 沿岸海域における洋上駆除事業

各都道府県の沿岸漁場近海において、定置網漁場における洋上駆除及び底びき網漁船等により駆除網を曳航して行う洋上駆除を実施する。

3. 洋上駆除事業の内容

3-1. 沖合海域における洋上駆除事業

沖合海域での洋上駆除事業は、駆除海域及び効率的な駆除方法等を踏まえ、一般社団法人全国底曳網漁業連合会及びその会員（以下、「全底連等」という。）が、所属の以西底びき網漁船及び沖合底びき網漁船を用船して実施する。また、必要に応じて特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構（以下、「水漁機構」という。）が民間漁船等を用船して実施できるものとする。なお、大量出現が確認された場合には、水産庁及び関係都道府県と協議し、公的機関の調査船等を用船して実施できるものとする。

（1）事業実施機関

事業実施機関は水漁機構及び全底連等とする。

（2）実施時期・期間・場所

沖合海域での洋上駆除事業の実施時期、期間及び駆除海域については、大型クラゲの出現状況等に応じ、水漁機構が水産庁と調整しつつ、当委員会の意見を聞いて決定するものとする。

(3) 実施方法

① 用船契約

全底連等は、駆除作業を行う以西底びき網漁船及び沖合底びき網漁船と用船契約を締結する。水漁機構が用船を行う場合も同様とする（以下、②から⑩についても準用する）。

② 駆除漁具等の準備

全底連等は、洋上駆除事業の開始前に駆除漁具の点検を行い、用船した駆除漁船の出動に合わせて出港地に配備する。駆除漁船は、洋上駆除作業中は船橋の両側に「大型クラゲ駆除作業中」の表示をするものとする。

③ 洋上駆除事業と通常の漁獲活動との完全分離

駆除漁船は、駆除活動を行う全航海を通常の漁獲活動とは完全に分離して実施するものとし、原則として漁網等の駆除漁具以外の漁具を搭載しないものとする。ただし、漁業種類の特殊性等から、漁具を搭載したまま洋上駆除事業に従事せざるを得ない場合は、カバーを掛けるなどにより漁具を使用できない状態にしなければならない。

④ 試験操業許可の取得

全底連等は、用船した駆除漁船について、洋上駆除事業の開始の前に、試験操業についての農林水産大臣の許可を取得しなければならない。

⑤ 駆除漁船名簿

全底連等は、駆除漁船の船団の代表者名、各駆除漁船の船頭名、漁船登録番号、船舶電話番号、出入港地、出港予定日時等を記載した駆除漁船名簿を事前に水漁機構に提出するものとする。

⑥ 海上保安庁等への通知

水漁機構は、⑤の駆除漁船名簿のほか、洋上駆除事業の実施時期、期間及び駆除海域等を明記した書類を、駆除海域を管轄する海上保安庁及び漁業無線局に提供するとともに、漁業協同組合連合会、漁業協同組合および漁業生産組合等（以下、「漁連等」という。）、沿海自治体の水産部局等の水産関係機関にこれを周知しなければならない。

⑦ 洋上駆除事業の記録

洋上駆除事業を行う各駆除漁船は、駆除漁具装備状況、駆除作業状況、航跡図（レーダ等）の日付入り画像をデジタルカメラ等で撮影し、記録するととも

に、洋上駆除の作業内容を別に定める駆除日誌に記録するものとする。

⑧ 洋上駆除事業に係る連絡体制

水漁機構は、当委員会の意見を聞いて決定した洋上駆除事業の実施時期、期間及び駆除海域等を速やかに全底連等及び（一社）漁業情報サービスセンター（以下、「J A F I C」という。）に通知する。全底連等は、当該通知内容を各駆除漁船に周知する。また、水漁機構は、洋上駆除事業の実施時期、期間及び駆除海域等の情報を漁業協同組合等の関係機関にも周知するものとする。

J A F I Cは、インターネット及びファックス等により、別に定める内容でこれらの情報の配信を行う。

⑨ 安全管理体制等

ア 全底連等が行う安全管理

全底連等は、洋上駆除事業を行う駆除漁船が海上事故に遭遇しないよう安全管理を徹底させるとともに、洋上駆除事業の安全性確保について周知徹底を図らなければならない。また、作業の状況が適時把握できるよう関係者間の連絡体制を構築するものとする。

イ 水漁機構が行う沿岸漁業者等との事前調整

駆除海域、実施時期等に関し、駆除海域に隣接する漁業協同組合連合会及び漁業協同組合等との事前調整が必要と考えられる場合は、水漁機構は、当該漁連等との間で事前に協議するとともに、必要に応じ現地説明会を開催するものとする。また、水漁機構は、駆除海域における沿岸漁業者の漁具敷設状況及び操業状況等の情報を事前に収集し、水産庁、全底連等及びJ A F I Cに通知するとともに、駆除漁船と沿岸漁業者との間にトラブルが生じないよう努めなければならない。

⑩ 緊急連絡体制

洋上駆除事業の実施に当っては、事故等が発生しないように未然に最大の注意を払うものとする。また、不慮の事故等に対して、的確な判断に基づく対応を図るため、緊急連絡体制を構築し、関係者間において即応できるようにするものとする。

（4）事業実施状況の報告

各駆除漁船は、全底連等が定める連絡様式に記録した駆除実施状況を洋上駆除実施当日に全底連等へF A Xにより報告する。また、本報告を受けた全底連等は同日中に水漁機構および水産庁に報告する。

駆除を終了した各駆除漁船は、帰港後2週間以内に駆除日誌および写真等を全底連等に提出する。

全底連等は、各駆除漁船から提出を受けた内容を実績報告として取りまとめ、水漁機構に提出するものとする。

(5) 効果の検証

水漁機構は、全底連等から提出のあった駆除日誌等を基に、当委員会において、駆除効果の検証等を行い、その結果を水産庁に報告するものとする。

3-2. 沿岸における洋上駆除事業

各都道府県の沿岸海域における洋上駆除事業については、各都道府県の漁連等において予定駆除海域、実施期間、回数等の駆除事業計画を協議・策定し、当該計画について水漁機構から事前に承認を受けた上で、当該計画に基づく事業規模及び事業費の範囲内で、漁連等が実施することとする。

(1) 事業実施機関

事業実施機関は漁連等とする。

(2) 実施期間

事業実施機関は、別紙の「大型クラゲの沿岸域における洋上駆除の出動基準について」（以下、「出動基準」という。）を満たす大型クラゲの入網を確認した後、漁場周辺における出現状況、今後の出現予測を勘案し、広域的な漁業被害防止の観点から必要と判断される場合は洋上駆除の開始を決定し、事業実施計画に則し、予定実施期間の範囲内で洋上駆除を実施する。

(3) 実施方法

小型底びき網漁船等により駆除網を曳航して行う洋上駆除事業の実施に当たっては、事業実施機関は、洋上駆除事業の開始前に駆除漁具の点検を行い、用船契約により用船した駆除漁船の出動に合わせて出港地に配備する。

事業実施機関は、関係する漁業者が共同して広域的な漁業被害防止のために効率的駆除を実施させるものとし、大型クラゲの出現状況に応じた一斉駆除、駆除実施時期の調整、大型クラゲが大量に入網する定置網への駆除の重点化、定置網間での駆除作業員の融通などの必要な調整を行うものとする。

駆除実施者は、事業実施機関から駆除実施の指示を受けた上で駆除を行う。駆除活動は、通常の漁獲活動とは完全に分離して実施するものとする。

(4) 事業実施状況の報告

駆除実施者は、駆除日誌を記入するとともに、大型クラゲ入網状況の写真、駆除作業中の写真を撮影し、駆除実施後速やかに、当該駆除日誌及び写真を事業実施機関に提出するものとする。

事業実施機関は、毎日の入網個体数及び駆除実施の有無を J A F I C に報告す

るものとする。

事業実施機関は、駆除実施者から提出を受けた駆除日誌及び写真を取りまとめ、速やかに水漁機構に提出するものとする。

(5) 効果の検証

水漁機構は、事業実施機関から提出のあった駆除日誌等を基に、当委員会において、駆除効果の検証等を行い、その結果を水産庁に報告するものとする。

(6) 駆除作業の安全確保

事業実施機関は、洋上での事故を予防するため、傘下の各漁協等内で事前に詳細な作業内容を確認し、関係者への情報の周知を図り、安全確保に努めるものとする。

4. 報告の徴収

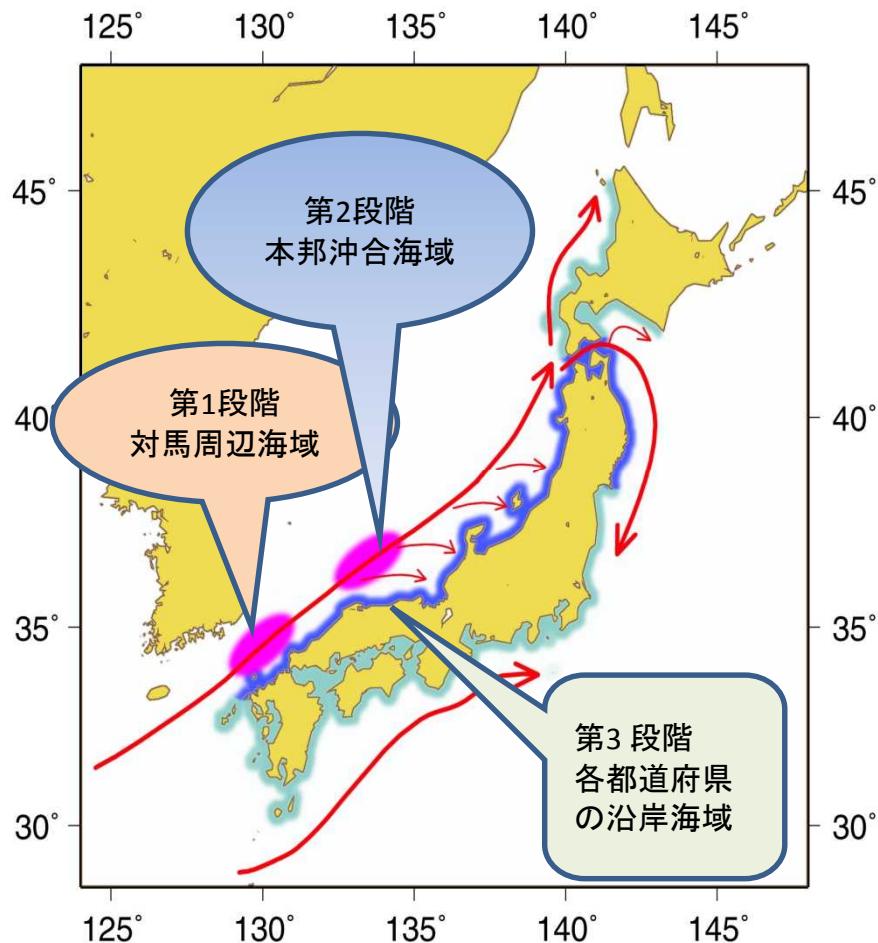
水漁機構は、必要に応じ、事業実施機関に対して、洋上駆除事業を実施する上で参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

5. その他

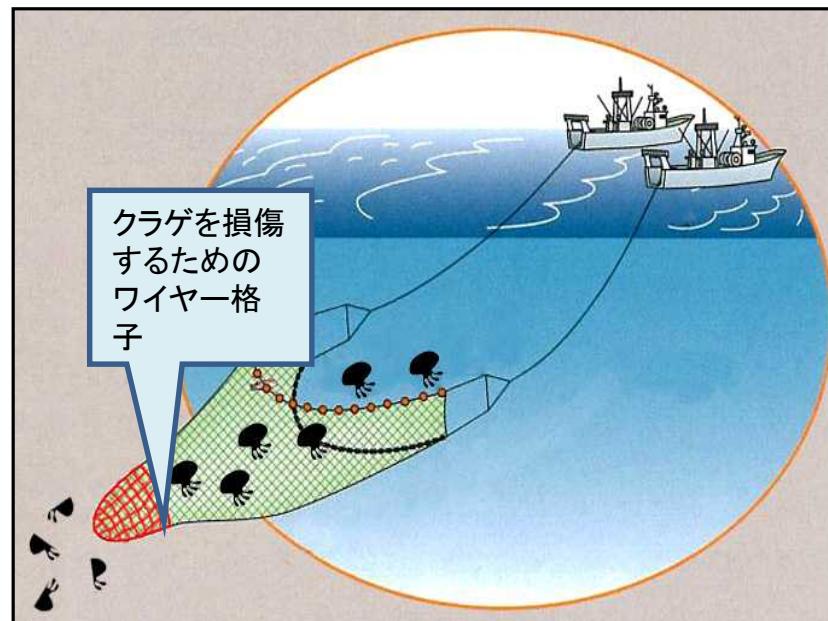
本指針の改正は、当委員会の議決によって行う。

なお、まき網による駆除については、漁労と駆除との区分ができないため洋上駆除事業の対象外とするが、駆除活動の一環として魚と混獲した大型クラゲを陸揚げして分別し処理する陸上処理事業において実施するものとする。

洋上駆除の概要



大型底曳網漁船による洋上駆除



1. 第1段階 対馬周辺海域(日本海の流入口)において出現初期の比較的傘径の小さいうちに沖合底びき漁船等により駆除

2. 第2段階 本邦沖合海域に到達したクラゲを沿岸に到達前に沖合底びき網漁船等によって駆除

3. 第3段階 沿岸海域まで到達したクラゲを沿岸漁場に到達前に沿岸小型漁船によって駆除

大型クラゲの沿岸域における洋上駆除の出動基準について

平成30年6月27日

大型クラゲ被害防止検討委員会

有害生物漁業被害防止総合対策事業及び大型クラゲ緊急対策事業（有害生物漁業被害防止総合対策基金）による大型クラゲの沿岸域における洋上駆除事業について、限られた予算をより効果的かつ適正に執行するため、その出動の基準を以下のとおり定め、これを満たさない洋上駆除活動については助成の対象としない。

1. 定置網漁場における洋上駆除の出動基準

定置網漁場における洋上駆除の出動基準については、下表のとおり、定置網の規模により基準とする入網個体数（駆除を開始しようとする際に現に入網している個体数）を定め、これ以上の入網があった場合とする。また、小型定置網については、効率的な駆除活動を確保する観点から、大型クラゲが集積する海域で且つ底びき網漁船等で駆除漁具を曳航して行う駆除が実施不可能な海域に限定することとする。

なお、この基準によることができない特段の事情がある場合は、当委員会が、公的試験研究機関等の意見を踏まえ、広域的な漁業被害防止の観点から有効と判断する洋上駆除に限り、実施することとする。

また、事業実施機関は、駆除事業を開始する場合は速やかに（一社）漁業情報サービスセンター（以下、「J A F I C」という。）に報告しなければならない。（様式：沿岸域洋上駆除開始報告様式）

【助成対象とする基準入網個体数】

定置網の分類	基準入網個体数	備考
大型定置網	500個体以上	定置漁業権漁業として営むもの
小型定置網	100個体以上	第二種共同漁業権漁業として営むもの又は各県漁業調整規則に基づく許可を得て営むもの

2. 底びき網漁船による洋上駆除の出動基準

底びき網漁船により駆除網を曳航して行う洋上駆除の出動基準については、下表の①、②のいずれかの要件を満たす場合とする。ただし、駆除実施海域の選定等、具体的な駆除の方法について、公的試験研究機関等の指導を受けなければならない。

なお、この基準によることができない特段の事情がある場合は、当委員会が、公的試験研究機関等の意見を踏まえ、広域的な漁業被害防止の観点から有効と判断する洋上駆除に限り、実施することとする。

また、事業実施機関は、駆除事業を開始する場合は速やかに J A F I C に報告しなければならない。（様式：沿岸域洋上駆除開始報告様式）

【底びき網漁船による洋上駆除の出動要件】

- ・ 小型底びき網漁業において、入網個体数が一曳網あたり 20 個体以上の入網があった場合。
または
- ・ 想定される駆除実施海域に隣接する定置網漁場において、「1. 定置網漁場における駆除」の出動基準を満たす場合。

3. 特段の事情による出動基準策定の手続き

1 項及び 2 項で定める出動基準によることができない特段の事情がある場合における、出動基準の策定の手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 事業実施機関は、公的試験研究機関等の指導のもとで洋上駆除実施案を定め、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下、「水漁機構」という。）に承認申請する。水漁機構は、当委員会に当該洋上駆除実施案の有効性について判断を求める。
- (2) 当委員会は、公的試験研究機関等の意見を踏まえ、当該洋上駆除実施案について、広域的な漁業被害防止の観点から有効か否かを判断し、その判断結果を水漁機構に回答する。
- (3) 水漁機構は、当委員会の回答に基づき、当該洋上駆除の可否を事業実施機関に通知する。